

■道路占用料の額の改定内容一覧（令和7年4月1日から）

占用物件			単位	道路占用料の額【円】		
				改定後(R7.4～)	改定前(～R7.3)	
道路法第32条 第1項第1号に 掲げる工作物	第1種電柱		1本につき1年	1,483	1,431	
	第2種電柱			2,278	2,198	
	第3種電柱			3,073	2,965	
	第1種電話柱			1,298	1,252	
	第2種電話柱			2,093	2,019	
	第3種電話柱			2,888	2,786	
	その他の柱類			132	127	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	13	12	
	地下に設ける電線その他の線類			7	7	
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	1,298	1,252	
	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年	794	766	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆 電話所		1個につき1年	2,649	2,556	
郵便差出箱及び信書便差出箱		1,112		1,073		
広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	6,964	6,619		
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	2,649	2,556		
道路法第32条 第1項第2号に 掲げる物件	外径0.07m未満のもの		長さ1メートルにつき1年	55	53	
	外径0.07m以上0.1m未満のもの			79	76	
	外径0.1m以上0.15m未満のもの			119	115	
	外径0.15m以上0.2m未満のもの			158	153	
	外径0.2m以上0.3m未満のもの			238	230	
	外径0.3m以上0.4m未満のもの			317	306	
	外径0.4m以上0.7m未満のもの			556	536	
	外径0.7m以上1m未満のもの			794	766	
	外径1m以上のもの			1,589	1,533	
道路法第32条 第1項第3号に 掲げる施設 【新設】	自動 運行 補助 施設	道路法第2条第 2項第5号に規 定する自動運行 装置による検知 の対象として設 置する導線その 他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	7	
		その他のもの				26
		道路の構造又は交通の状況を表示する 標示柱その他の柱類			1本につき1年	2,093
		その他のもの	上空に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,324
			地下に設けるもの			794
		その他のもの				2,649
	道路法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートルにつき1年	2,649
道路法第32条	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて 得た額	Aに0.005を乗じて 得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて 得た額	Aに0.008を乗じて 得た額	

■道路占用料の額の改定内容一覧（令和7年4月1日から）

占有物件			単位	道路占有料の額【円】	
				改定後(R7.4～)	改定前(～R7.3)
第1項第5号に掲げる施設		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路		占有面積1平方メートルにつき1年	3,482	3,309
	地下に設ける通路			2,089	1,985
	その他のもの			2,649	2,556
道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼，縁日等の際し，一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	18	17
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	580	551
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	580	551
		その他のもの		6,964	6,619
	標識		1本につき1年	2,093	1,636
	旗ざお	祭礼，縁日等の際し，一時的に設けるもの	1本につき1日	18	17
		その他のもの	1本につき1月	580	551
	幕（工事用施設であるものを除く。）	祭礼，縁日等の際し，一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	18	17
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	580	551
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	5,801	5,514
		その他のもの		2,900	2,757
	道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	2,649
道路法施行令第7条第3号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額	Aに0.033を乗じて得た額
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	580	551
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1月	220	212
道路法施行令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.033を乗じて得た額

■道路占用料の額の改定内容一覧（令和 7 年 4 月 1 日から）

占用物件		単位	道路占用料の額【円】	
			改定後(R7.4～)	改定前(～R7.3)
道路法施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に0.012を乗じて得た額	A に0.014を乗じて得た額
	その他のもの		A に0.009を乗じて得た額	A に0.01を乗じて得た額
道路法施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に0.022を乗じて得た額	A に0.023を乗じて得た額
	その他のもの		A に0.009を乗じて得た額	A に0.01を乗じて得た額
道路法施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に0.012を乗じて得た額	A に0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの		A に0.022を乗じて得た額	A に0.023を乗じて得た額
	その他のもの		A に0.031を乗じて得た額	A に0.033を乗じて得た額
道路法施行令第7条第12号に掲げる器具		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に0.025を乗じて得た額	A に0.033を乗じて得た額
道路法施行令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に0.012を乗じて得た額	A に0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの		A に0.022を乗じて得た額	A に0.023を乗じて得た額
	その他のもの		A に0.031を乗じて得た額	A に0.033を乗じて得た額
道路法施行令第7条第14号に掲げる施設【新設】		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に0.031を乗じて得た額	

備考 表中の「A」は、近傍類似の土地における固定資産課税台帳（土地課税台帳）に登録された価格をいいます。